

# 第208回

## 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2023年6月21日（水曜日）  
午前10時（午前9時開場）

**場所** 三重県津市丸之内31番21号  
当行丸之内本部棟 2階大講堂

### ▶ 決議事項

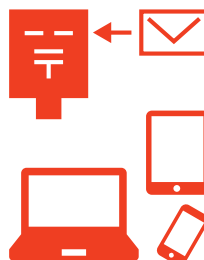
≪会社提案（第1号議案から第3号議案まで）≫  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
≪株主提案（第4号議案から第6号議案まで）≫  
第4号議案 自己株式の取得の件  
第5号議案 剰余金の処分の件  
第6号議案 取締役1名選任の件

## 株式会社百五銀行

証券コード：8368

株主総会ご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

### ■ 株主総会にご出席いただけない場合



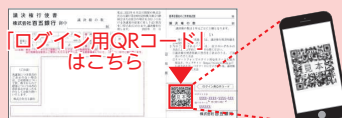
書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2023年6月20日（火曜日）  
午後5時15分まで

スマートフォンでの議決権行使は「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



詳しくは7頁へ

### 【株主の皆さまへのお願い】

株主総会へのご出席につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症等の流行状況やご自身の健康状態をご考慮のうえ、インターネット又は郵送による議決権のご行使も含めて、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、株主の皆さまへは、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ぜひご利用ください。

## 百五銀行企業理念

### 百五銀行の使命

信用を大切に社会をささえます。

百五銀行は、信用が社会の基本だと考えます。  
健全な金融活動を通じて、活力と潤いに満ち、互いに信頼し合える社会づくりにつとめます。

### 百五銀行の経営

公明正大で責任ある経営をします。

百五銀行は、倫理を重んじ、自主独立の精神で公明正大な経営を行います。  
堅実で力強い発展をめざし、責任ある経営で社会の信頼に応えます。

### 私たちの行動

良識ある社会人として誠実に行動します。

私たちは、良き社会人として、知見を深め、良心にしたがって行動します。  
感謝の心で誠意をつくし、明るく元気に、新しいことに挑戦します。

## 目次

第208回定時株主総会招集ご通知……………	1	事業報告……………	27
議決権行使についてのご案内……………	5	計算書類……………	48
株主総会参考書類		連結計算書類……………	50
《会社提案 (第1号議案から第3号議案まで)》		監査報告書……………	52
第1号議案 剰余金処分の件……………	10	株主総会会場ご案内図	
第2号議案 取締役10名選任の件……………	11		
第3号議案 監査役2名選任の件……………	19		
《株主提案 (第4号議案から第6号議案まで)》			
第4号議案 自己株式の取得の件……………	21		
第5号議案 剰余金の処分の件……………	23		
第6号議案 取締役1名選任の件……………	25		





## ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第208回定時株主総会を6月21日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

さて、当行では昨年から中期経営計画「KAI-KAKU150 2nd STAGE『未来へのとびらⅡ』～グリーン&コンサルバンクグループをめざして～」に取り組んでおります。

この中期経営計画を「攻めに転じる3年」と位置づけ、「質の高いコンサルティングの提供」に加えて「気候変動リスクへの対応」にも積極的に取り組むことで、グループをあげて地域社会の持続的な発展に貢献し、すべてのステークホルダーの皆さまから「真に頼りにされる銀行」となることをめざしてまいります。

今後とも株主の皆さまのご信頼にお応えできるよう、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、何卒一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

2023年5月

取締役頭取 **杉浦雅和**

## 当行「第208回定時株主総会」における 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のための対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年6月21日（水曜日）に開催を予定しております当行第208回定時株主総会におきまして、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のため、下記のと通りの対応を実施させていただきます。株主の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 株主の皆さまへのお願い

- ・株主総会へのご出席につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症等の流行状況やご自身の健康状態をご考慮のうえ、インターネット又は郵送による議決権のご行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主の皆さまへは、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ぜひご利用ください。

- ・本株主総会の議決権行使は、総会へご出席いただく方法のほか、書面（郵送）またはインターネット等による方法もございますので、これらのご利用もぜひご検討ください。

**<議決権行使期限：2023年6月20日（火曜日）午後5時15分 到着分／入力分 まで>**

\*詳細につきましては、5～7頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

## 2 会場における対応のご案内

- ・今般、政府において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、本年3月13日よりマスクの着用は個人の判断を基本とすることとされました。この政府方針の変更を踏まえ、当行から一律にマスクの着用をお願いすることはいたしませんので、株主さまのご来場にあたりましては、ご自身でマスクの着脱をご判断くださいますようお願いいたします。
- ・会場内での感染症予防として、アルコール消毒液の設置及び受付でのサーモグラフィによる体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられる株主さまには、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・会場内では、運営スタッフの誘導に従ってご着席をお願い申し上げます。

## 3 当行の対応について

- ・株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・昨年に引き続き、ご自宅等で株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主さま限定の株主総会ライブ配信を実施いたします。  
※ライブ配信の視聴方法等につきましては、8～9頁に記載の「株主総会ライブ配信のご案内」をご参照ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じるときは、速やかにインターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきますので、株主の皆さまはあらかじめ当行ウェブサイトにて情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイトURL <https://www.hyakugo.co.jp/>

以 上

(証券コード 8368)  
2023年5月31日  
(電子提供措置の開始日 2023年5月26日)

株 主 各 位

三重県津市岩田21番27号  
株式会社百五銀行  
取締役頭取 杉浦雅和

## 第208回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第208回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト(<https://www.hyakugo.co.jp/ir/stock-info/meeting/>)



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「百五銀行」又は「コード」に当行証券コード「8368」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月20日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具



## 記

**1 日 時** 2023年6月21日（水曜日） 午前10時（午前9時開場）

**2 場 所** 三重県津市丸之内31番21号 当行丸之内本部棟 2階大講堂  
（裏面の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会当日の議場の模様は、動画によるライブ配信を予定しております。株主の皆さまはウェブサイトにてご覧いただけますので、8ページから9ページをご確認の上、ご利用をご検討ください。

### **3 会議の目的事項**

- 報告事項**
1. 第208期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
  2. 第208期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### **決議事項**

##### **《会社提案（第1号議案から第3号議案まで）》**

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役10名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件

##### **《株主提案（第4号議案から第6号議案まで）》**

- 第4号議案** 自己株式の取得の件
- 第5号議案** 剰余金の処分の件
- 第6号議案** 取締役1名選任の件

株主提案に係る議案の要領につきましては、後記の株主総会参考書類に記載のとおりです。

#### 4 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
  - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
  - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- (2) インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

#### 5 議決権行使等についてのご案内

- (1) 議決権行使書面（郵送）による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合  
当行指定の議決権行使ウェブサイト〔<https://evote.tr.mufig.jp/>〕にアクセスしていただき、画面の案内に従って前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使について」をご確認ください。よろしくお願いいたします。

以 上



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ **駐車場のご用意ができませんので、株主さまにおかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。**
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当行ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ その他、株主さまへのご案内事項につきましては、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.hyakugo.co.jp/>) に掲載させていただきます。当行ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当行は、株主さまの混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

**【電子提供制度に関するお問い合わせ先】**

三菱UFJ信託銀行 証券代行部 0120-696-505 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後5時まで (土日祝日除く)

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

## 株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネット等による議決権行使を通じて株主総会にご参加くださいますようお願い申し上げます。



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2023年6月20日(火)午後5時15分到着



当行指定の議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>  
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月20日(火)午後5時15分まで

ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2023年6月21日(水)午前10時(午前9時開場)

### 株主総会次第

① 報告事項の報告

金融経済環境  
事業の経過および成果  
貸借対照表および損益計算書  
連結貸借対照表および  
連結損益計算書  
当行が対処すべき課題

② 決議事項の議案説明

議案および参考事項

《会社提案(第1号議案から第3号議案まで)》 《株主提案(第4号議案から第6号議案まで)》  
第1号議案 剰余金処分の件 第4号議案 自己株式の取得の件  
第2号議案 取締役10名選任の件 第5号議案 剰余金の処分の件  
第3号議案 監査役2名選任の件 第6号議案 取締役1名選任の件  
10頁からの株主総会参考書類をご参照ください。

③ 質疑応答

④ 議案の採決

⑤ 閉会

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（株主さま1名からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案から第6号議案までは株主さま1名からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は、**21頁以降**をご参照ください。

## 書面による議決権行使について

行使期限

2023年6月20日（火曜日）午後5時15分到着分まで

同封の「議決権行使書書面」に各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

### 会社提案・取締役会の意見に ご賛同いただける場合

会社提案	議案 原案に対し	第1号	第2号	第3号
		賛	賛(ただし を除く)	賛(ただし を除く)

株主提案	議案 原案に対し	第4号	第5号	第6号
		賛	賛	賛

ご賛同いただける場合、株主提案議案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

取締役会はこちらの立場です。

### 会社提案・取締役会の意見に 反対される場合

会社提案	議案 原案に対し	第1号	第2号	第3号
		賛	賛(ただし を除く)	賛(ただし を除く)

株主提案	議案 原案に対し	第4号	第5号	第6号
		賛	賛	賛

インターネットにより議決権を行使いただく場合につきましては、次ページに記載の画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使について

## QRコードを読み取る方法

ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 議案賛否方法の選択画面が表示されますので、議決権行使方法を選んでください。

会社提案の全ての議案を賛成、株主提案の全ての議案を反対とされる場合

確認画面へ

会社提案、および株主提案の議案について個別に賛否を入力される場合

賛否行使画面へ

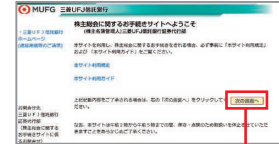
**取締役会は  
こちらの立場  
です。**

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

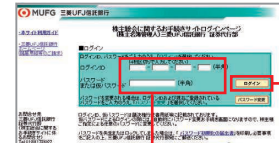
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



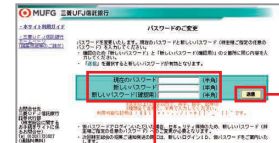
「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



新しいパスワードを入力し、「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使について、  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
**0120-173-027**  
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

## 【機関投資家の皆さまへ】

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。





## 株主総会ライブ配信のご案内

本株主総会の模様は、ライブ配信によりご覧いただけます。ご自宅などから、パソコン、タブレット、スマートフォンなどにより株主総会の模様をご覧いただけますので、ぜひご利用ください。

### ライブ配信日時

#### 2023年6月21日(水)午前10時から株主総会終了時刻まで


(配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。)

### ご注意

- ・ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められておりませんので、当日の決議に参加することはできません。事前に議決権行使をお済ませください。  
また、質問や動議を行うこともできませんのであらかじめご了承ください。
- ・事前行使をされた場合でも、ライブ配信をご覧いただくことができます。
- ・ライブ配信をご覧いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただきます。代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為およびSNSなどでの無断公開は固くお断りします。
- ・ライブ配信にあたりご出席株主さまのお姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ご使用のパソコン・タブレット・スマートフォンの機種やインターネットの接続環境などにより、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金などは、株主さまのご負担となります。
- ・何らかの事情によりライブ配信を含む本株主総会の運営などに関して変更が生じる場合は、当行ウェブサイト (<https://www.hyakugo.co.jp/>) にてお知らせいたします。

ライブ配信に  
関する  
お問い合わせ先

ご不明な点は、三菱UFJ信託銀行(株)までお問い合わせください。

 0120-676-808  
(通話料無料)

受付時間

6/20(火)まで:土日祝日を除く平日午前9時～午後5時  
6/21(水):株主総会当日 午前9時～株主総会終了まで

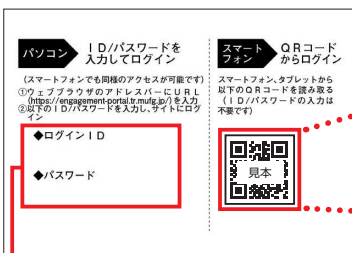
## ご視聴方法

すべて、**株主総会オンラインサイト**(Engagement Portal)から行っていただけます。

### 1 専用サイトへアクセス・ログイン

#### QRコードを読み取ってログイン

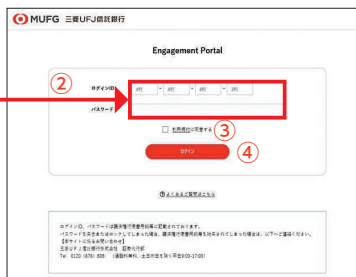
##### ▼ 同封の「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」右下 (イメージ)



同封のご案内用紙に印字された**株主さま固有のQRコード**をスマートフォン等で読み取っていただくと、「**ログインID**」と「**パスワード**」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。

\*「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### 株主さま認証画面からログイン

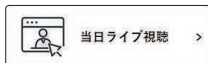


- ① 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセス  
URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>
- ② 同封のご案内用紙に記載の**ログインID**と**パスワード**を入力  
(株主さま固有のものです)
- ③ 利用規約をご確認の上、「**利用規約に同意する**」にチェック
- ④ 「**ログイン**」ボタンをクリック

\*画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます。

### 2 ポータルサイトにてライブ視聴 (株主総会当日)

- ① 専用サイトのポータルサイトに表示されている以下「**当日ライブ視聴**」をクリック



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃よりアクセス可能です。

- ② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「**利用規約に同意する**」にチェックし、「**視聴する**」をクリック
- ③ 当日ライブ視聴ページが表示されます。

## 議案および参考事項

### 《会社提案（第1号議案から第3号議案まで）》

第1号議案、第2号議案、第3号議案は、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当行は長期にわたる安定した経営基盤の確保に努めるため、内部留保の充実に意を払うとともに、株主の皆様に対し安定的な利益還元を実施することを基本としております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、2023年3月期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金7.0円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、1,775,072,915円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月22日といたしたいと存じます。

#### 2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	10,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	10,000,000,000円

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の当行における地位および担当
1	再任	伊 藤 歳 恭 い とう とし やす	取締役会長
2	再任	杉 浦 雅 和 すぎ うら まさ かず	取締役頭取
3	再任	山 崎 計 やま ざき けい	取締役専務執行役員
4	再任	加 藤 徹 也 か とう てつ や	取締役常務執行役員
5	新任	荒木田 豊 あら き だ ゆたか	執行役員南勢支社長
6	新任	浦 田 康 寛 うら た やす ひろ	執行役員資金証券部長
7	再任	小 林 長 久 こ ばやし なが ひさ	社外取締役 独立役員
8	再任	川喜田 久 かわ き た ひさし	社外取締役 独立役員
9	再任	西 岡 慶 子 にし おか けい こ	社外取締役 独立役員
10	再任	中 村 篤 志 なか むら あつ し	社外取締役 独立役員





候補者番号

1

いとうとしやす  
伊藤 歳 恭

再任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月	当行入行	2015年 4月	同 取締役頭取 (代表取締役)
1998年 12月	同 橋南支店長	2019年 11月	津商工会議所会頭 (現任)
2001年 6月	同 東京営業部長兼経営会議事務局 東京事務所長	2022年 6月	当行 取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況)
2002年 4月	同 企画グループマネージャー		津商工会議所会頭
2004年 6月	同 資金運用グループマネージャー		
2005年 6月	同 取締役津支社長		
2006年 6月	同 取締役名古屋支社長		
2007年 6月	同 常務取締役		
2009年 6月	同 取締役副頭取 (代表取締役)		

## 生年月日

1953年7月29日生

## 所有する当行の株式の数

347,100株

## 取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、企画部門や資金運用部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年4月から取締役頭取、2022年6月から取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

2

すぎうらまさかず  
杉浦 雅 和

再任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	当行入行	2018年 6月	同 取締役専務執行役員
2004年 1月	同 四日市西支店長	2019年 6月	同 取締役専務執行役員 (代表取締 役)
2005年 6月	同 四日市支店長	2022年 6月	同 取締役頭取 (代表取締役) (現任)
2007年 6月	同 経営企画部長		
2009年 6月	同 取締役経営企画部長		
2010年 4月	同 取締役南勢支社長		
2012年 6月	同 取締役資金証券部長		
2013年 6月	同 常務取締役		
2017年 6月	同 専務取締役		

## 生年月日

1957年1月31日生

## 所有する当行の株式の数

193,700株

## 取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、企画部門や資金運用部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2022年6月から取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

3

 やま      ざき      けい  
**山      崎      計**

再任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2022年 6月	同 取締役専務執行役員（代表取締役）（現任）
2009年 6月	同 筋向橋支店長兼度会橋出張所長		
2011年 6月	同 東京営業部長		（資金証券部、東京営業部、大阪営業部、コンプライアンス統括部、秘書室担当）
2013年 6月	同 国際営業部長		
2017年 6月	同 取締役国際営業部長		
2018年 6月	同 執行役員中勢支社長		
2020年 6月	同 取締役常務執行役員		

生年月日

1962年3月2日生

所有する当行の株式の数

34,500株

## 取締役候補者とした理由

支店長や支社社長を歴任してきたほか、国際部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2022年6月から取締役専務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

4

 か      とう      てつ      や  
**加      藤      徹      也**

再任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行	2020年 6月	同 執行役員営業本部副本部長
2010年 4月	同 西春支店長	2021年 6月	同 取締役常務執行役員（現任）
2011年 12月	同 経営企画部経営企画課長		（総務部、融資統括部、人事部担当）
2014年 6月	同 経営企画部副部長 兼経営企画課長		
2014年 12月	同 松阪中央支店長		
2016年 6月	同 ローン統括部長		
2018年 6月	同 伊勢支店長		

生年月日

1965年9月29日生

所有する当行の株式の数

19,200株

## 取締役候補者とした理由

支店長を歴任してきたほか、営業部門や企画部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2021年6月から取締役常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

5

あ ら き だ ゆ た か  
荒 木 田 豊

新任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 当行入行  
 2014年 4月 同 津駅前支店長兼栗真出張所長  
 2016年 6月 同 鈴鹿支店長  
 2018年 6月 同 名古屋支店長  
 2019年 6月 同 人事部長  
 2020年 6月 同 執行役員北勢支社長  
 2022年 6月 同 執行役員南勢支社長 (現任)

生年月日

1965年5月18日生

所有する当行の株式の数

23,800株

## 取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、人事部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2020年6月から執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新任の取締役候補者となりました。



候補者番号

6

う ら た や す ひ ろ  
浦 田 康 寛

新任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月 当行入行  
 2016年12月 同 菰野支店長  
 2019年 6月 同 経営企画部長  
 2021年 6月 同 執行役員経営企画部長  
 2022年 6月 同 執行役員資金証券部長 (現任)

生年月日

1968年10月12日生

所有する当行の株式の数

26,900株

## 取締役候補者とした理由

支店長経験のほか、企画部門や資金運用部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2021年6月から執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新任の取締役候補者となりました。



生年月日

1943年11月8日生

所有する当行の株式の数

74,500株

候補者番号

7

こ ばやし な が ひ さ  
小 林 長 久

再任

社外取締役

独立役員

## 略歴、地位および重要な兼職の状況

1966年 3月	四日市倉庫株式会社（現日本トランスシティ株式会社）入社	2013年 6月	当行社外取締役（現任）
1991年 6月	同 東京支店長	2019年 6月	日本トランスシティ株式会社取締役相談役
1994年 8月	同 運輸事業部運輸企画部長兼運輸事業部中部運輸部長	2021年 6月	同 取締役特別顧問（現任） （重要な兼職の状況）
1995年 6月	同 取締役		日本トランスシティ株式会社取締役特別顧問
1999年 6月	同 常務取締役		
2001年 6月	同 代表取締役専務取締役		
2003年 6月	同 代表取締役社長		
2011年 6月	同 代表取締役会長		

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



生年月日

1946年8月30日生

所有する当行の株式の数

90,645株

候補者番号

8

か わ き た ひ さ し  
川 喜 田 久

再任

社外取締役

独立役員

## 略歴、地位および重要な兼職の状況

1969年 4月	トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社	2019年 6月	三重トヨペット株式会社代表取締役会長（現任）
1978年 7月	三重トヨペット株式会社入社	2023年 2月	株式会社エバーグリーンホールディングス代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況）
1980年 6月	同 取締役		株式会社エバーグリーンホールディングス代表取締役社長
1981年 6月	同 代表取締役常務		三重トヨペット株式会社代表取締役会長
1984年 6月	同 代表取締役社長		
2007年 6月	当行社外監査役		
2014年 6月	株式会社ちとせ代表取締役社長		
2015年 6月	同 取締役（現任）		
2015年 6月	当行社外取締役（現任）		

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。





候補者番号

9

にし おか けい こ  
西 岡 慶 子

再任

社外取締役

独立役員

生年月日

1957年2月16日生

所有する当行の株式の数

9,600株

## 略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年5月	SEDCO INC. (現 SCHLUMBERGER LTD.)、 CHEVRON U.S.Aの日本事務所にて 秘書通訳として勤務	2020年1月	国立大学法人名古屋工業大学 客員教授 (現任)
1986年8月	会議・商談通訳 (フリーランス) を 開始	2020年6月	当行社外取締役 (現任)
1996年12月	株式会社光機械製作所入社	2021年4月	国立大学法人三重大学理事・副学長 (現任) (重要な兼職の状況)
2001年5月	同 代表取締役社長 (現任)		株式会社光機械製作所代表取締役社長
2015年6月	井村屋グループ株式会社 社外取締役 (現任)		国立大学法人三重大学理事・副学長 井村屋グループ株式会社社外取締役 (2023年6月23日退任予定)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者番号

10

なか むら あつ し  
中 村 篤 志

再任

社外取締役

独立役員

生年月日

1964年3月12日生

所有する当行の株式の数

0株

## 略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年4月	明治生命保険相互会社 (現 明治安 田生命保険相互会社) 入社	2022年6月	当行社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況)
2010年4月	同 高松支社長		明治安田生命保険相互会社 専務執行役
2011年4月	同 四国東支社長		
2014年4月	同 営業企画部長		
2016年4月	同 執行役員 企画部長		
2018年4月	同 常務執行役		
2022年4月	同 専務執行役 (現任)		

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者小林長久氏が代表取締役社長である四日市港埠頭株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。取締役候補者川喜田久氏が代表取締役社長である株式会社エバーグリーンホールディングスおよび代表取締役会長である三重トヨペット株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。取締役候補者西岡慶子氏が代表取締役社長である株式会社光機械製作所と当行との間に貸出金等の取引があります。その他の取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
2. 小林長久氏、川喜田久氏、西岡慶子氏、中村篤志氏は社外取締役の候補者であります。なお、現在、当行は小林長久氏、川喜田久氏、西岡慶子氏、中村篤志氏の4名を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、本議案において小林長久氏、川喜田久氏、西岡慶子氏、中村篤志氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 小林長久氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。川喜田久氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。西岡慶子氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。中村篤志氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当行は定款の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外取締役に、小林長久氏、川喜田久氏、西岡慶子氏、中村篤志氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当行は当行取締役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であり、また、当該保険契約は2024年2月に更新される予定であります。なお、保険料は当行が全額負担しております。

## ご参考

当行では、社内取締役が専門性と経験を有する分野および社外取締役に特に期待する分野を示しております。本議案の承認が得られた場合は、総会後の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

### 【社内取締役】

	氏名		当行における地位	社内取締役が専門性・経験 (担当役員又は所管部署)を有する分野						
				経営 戦略	法務・ リスク管理	人事 労務	営業	市場 運用	IT・ システム	
①	伊藤	歳 恭	男性	取締役会長	●				●	●
②	杉浦	雅 和	男性	取締役頭取	●	●			●	
③	山崎	計	男性	取締役専務執行役員	●	●	●			
④	加藤	徹 也	男性	取締役常務執行役員			●	●		●
⑤	荒木田	豊	男性	取締役常務執行役員			●	●		
⑥	浦田	康 寛	男性	取締役常務執行役員	●				●	

### 【社外取締役】

	氏名		当行における地位	社外取締役に特に期待する分野				
				企業 経営	金融	ESG・ サステナビリティ	グローバル	
⑦	小林	長 久	独立 男性	取締役	●			●
⑧	川喜田	久	独立 男性	取締役	●		●	
⑨	西岡	慶 子	独立 女性	取締役	●			●
⑩	中村	篤 志	独立 男性	取締役		●	●	

- ・上記一覧表は、各取締役の有する専門性・経験・知見のうち、とりわけ強みのある分野・期待される分野を記載しており、各取締役の有する全ての専門性・経験・知見を表すものではありません。
- ・「独立」表示は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員です。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役鶴岡信治氏、川端郁子氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



生年月日

1954年11月10日生

所有する当行の株式の数

6,600株

候補者番号

1

つる おか しん じ  
鶴岡 信治

再任

社外監査役

独立役員

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1989年 6月	三重大学(現 国立大学法人三重大学) 工学部助教授	2020年 4月	学校法人鈴鹿医療科学大学 医用工学部 医用情報工学科 特任教授
2000年 4月	同 工学部 教授		
2005年 4月	同 共通教育センター 実践教育部門 長	2020年 4月	国立大学法人三重大学 学長顧問 (現任)
2007年 4月	同 学長補佐	2021年 4月	学校法人鈴鹿医療科学大学 医用工学部 医療健康データサイエンス学科 学科長・特任教授 (現任)
2009年 4月	同 大学院 地域イノベーション学研究所 研究科長		(重要な兼職の状況)
2015年 4月	同 理事・副学長		学校法人鈴鹿医療科学大学 医用工学部 医療健康データサイエンス学科 学科長・特任教授
2019年 4月	同 副学長		
2019年 4月	同 大学院 工学研究科 教授		
2019年 6月	当行 社外監査役 (現任)		

#### 社外監査役候補者とした理由

大学教授としての幅広い知識に加え、大学の理事および副学長を歴任し、組織運営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行社外監査役となること以外の方法で、会社の組織運営に関与した経験はありませんが、これらの経験・知見に基づき、取締役会、監査役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行うなど、適切に監査活動を行うことができると判断し、引き続き社外監査役候補者としてしました。



候補者番号

2

かわばた　い　く　こ  
川　端　郁　子

再任

社外監査役

独立役員

## 略歴、地位および重要な兼職の状況

1998年4月 検事 任官  
2010年8月 三重弁護士会 弁護士 登録  
2010年8月 川端法律事務所 代表弁護士 (現任)  
2019年6月 当行 社外監査役 (現任)  
(重要な兼職の状況)  
川端法律事務所 代表弁護士

## 生年月日

1971年7月7日生

## 所有する当行の株式の数

0株

## 社外監査役候補者とした理由

長年、検事および弁護士として活躍し、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行社外監査役となること以外の方法で、会社の組織運営に関与した経験はありませんが、これらの経験・知見に基づき、取締役会、監査役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行うなど、適切に監査活動を行うことができると判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 監査役候補者鶴岡信治氏、川端郁子氏との間には特別な利害関係はありません。
2. 鶴岡信治氏、川端郁子氏は、社外監査役の候補者であります。なお、両氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の再任が承認可決された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 鶴岡信治氏の当行社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。川端郁子氏の当行社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当行は定款の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外監査役に、鶴岡信治氏、川端郁子氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当行は当行監査役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。本総会において社外監査役に、鶴岡信治氏、川端郁子氏が再任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であり、また、当該保険契約は2024年2月に更新される予定であります。なお、保険料は当行が全額負担しております。



**《株主提案（第4号議案から第6号議案まで）》**

第4号議案、第5号議案、第6号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、300個であります。

各議案の内容につきましては、提案株主の事前の承諾を得て行った、写真の掲載の省略や提案内容の形式的な一部修正を除き、提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

当行取締役会としては、いずれの株主提案議案についても反対いたします。

**株主提案****第4号議案 自己株式の取得の件****議案の要領：**

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から180日以内に、当社普通株式を株式総数13百万株、取得価格の総額金50億円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

**提案の趣旨：**

本案は近視眼的な株主還元ではなく、低い市場評価を活かし、低コストで一株利益を向上させ、一気に時価総額を向上させるチャンスと捉えた、攻めの自社株買いです。

東証フォローアップ会議はPBR1倍以下の企業に改善計画を要請しています。

時価総額1000億円以上でPBR0.5倍未満は7%しか無い中で、当社はPBR0.23倍と著しく低く、市場から評価されていません。取締役会は猛省すべきです。

市場平均より低いPER・PBRの当社に必要なのは計画ではなく、異次元の自社株買い。今期は100億円を実行すべきと考えますが、本来は取締役会が機動的・自律的に意思決定すべきと考えるので、半額を提案します。

今後は市場や株価、そして株主価値最大化を意識し、自社株買いを適切に配分し、効率的なTSR（株主総利回り）の拡大を求めます。

## <第4号議案に対する取締役会の意見>

当行取締役会としては、以下の理由により、「**本議案に反対**」いたします。

当行は、健全な金融活動を通して産業を育成し、その振興・活性化をはかり皆さまの暮らしの向上に寄与し、活力あふれる豊かな社会を築くことを使命と考えております。

そのため、株主還元については、長期にわたる安定した経営基盤の確保のために内部留保の充実に意を払うとともに、株主の皆さまに対し安定的な利益還元を実施することを基本としております。

この考え方をもとに、中期経営計画において、「株主への還元」として長期的に配当性向30%をめざすことを計数目標として掲げ、2023年3月期においては配当金を2円増配し、年間配当13円といたしました。さらに、今後の業績見通しをふまえ、2024年3月期における配当金につきましても1円増配とし、年間配当14円とすることにいたしました。

配当以外の株主還元につきましては、資本効率向上の観点もふまえ柔軟に検討を行ってまいりますが、適切な資本配賦によって盤石な経営基盤を長期的に確保し、いついかなるときも金融仲介機能を十分に発揮することが、地域金融機関として当行が果たすべき役割であることをふまえますと、当行の考え方に基づく現在の株主還元施策が最適であると考えています。

一方、本議案の内容は、当行が将来にわたり地域金融機関として十分な金融仲介機能を発揮し続けていくことが考慮されていない、短期的な視点に立脚した提案であり、中長期的な企業価値向上につながらないと考えます。

当行取締役会といたしましては、本議案に基づき自己株式取得を行うことは適切ではないと判断し、本議案に反対いたします。

## 株主提案

### 第5号議案 剰余金の処分の件

#### 議案の要領：

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類  
金銭

イ 1株当たり配当額

金24円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し、本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額と支払済中間配当金6円を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分を提案しない場合は金18円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たりの配当額（配当総額は、1株当たりの配当額に2023年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日  
本定時株主総会の日の翌日

#### 提案の趣旨：

配当性向は日本の上場企業で4割近く、欧米は5割近くに達する中で、当社予想配当12円は予想EPS53円に対して配当性向22%に過ぎません。同業他社と比較しても、当社の配当性向は極めて低い水準です。

株価は30年以上も右肩下がりが続き、株主は全く報われていない状況です。

異次元の自社株買いに加え、配当倍増によって株主還元強化と時価総額向上を図るべきです。当社は長期的に30%を目指していますが、時期が不明瞭かつ不十分です。

本来は即座に配当性向50%とすべきです。異常に割安な株価とPBRを考慮すると総還元性向は100%超えを一時的に許容し、自社株買い重視が最適と考えます。

従って、今期の配当性向は約45%の24円配当が適切と考え、提案します。

## <第5号議案に対する取締役会の意見>

当行取締役会としては、以下の理由により、「本議案に反対」いたします。

<第4号議案に対する取締役会の意見>で述べたとおり、当行は、いついかなるときも金融仲介機能を十分に発揮することが地域金融機関として果たすべき役割であると考えことから、盤石な経営基盤の確保のために内部留保の充実に意を払うとともに、株主還元については長期・安定配当を基本とし、当期の業績と今後の事業展開等を勘案し決定しております。

今後、当行が中期経営計画を達成し、増益を続けていくためにも、「成長投資」「内部留保」「株主還元」を適切なバランスとしながら、積極的に資本を活用することが重要であると考えておりますが、本議案は資本配賦の適切なバランスを鑑みれば過大な配当であり、当行の中長期的な企業価値の向上にはつながらないものと考えます。

当行取締役会といたしましては、本議案に基づき剰余金を処分することは適切ではないと判断し、本議案に反対いたします。

## 株主提案

### 第6号議案 取締役1名選任の件

#### 議案の要領：

前田朋己（まえだ ともき）を取締役として選任する。

前田朋己（1980年4月30日生）

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年3月 立命館大学政策科学部卒業

2003年4月 フューチャーベンチャーキャピタル(株)入社

2006年11月 メディスンプラス(株)社外取締役

2008年9月 SBIインベストメント(株)入社

2011年4月 兵庫県議会議員4期（現任）

2018年10月 合同会社カタリスト代表社員（現任）

#### 提案の趣旨：

候補者はベンチャーキャピタリストとして多くのベンチャー投資、個人投資家として20年の経験を有し、複数の株主提案を行うなど投資家として豊富な知見を有しています。また、県議会議員として12年以上の行政監視、社外取締役の経験からガバナンスに対する多様な見識を有しています。

社外取締役は形式要件だけ備えても意味はありません。会社提案ではなく、株主提案による社外取締役がコーポレートガバナンス強化には必要です。また、投資家視点を持った取締役が時価総額向上には必要です。株価の長期下落を許容し、低い総還元性向を維持する現取締役会に不足しているのは株主の代弁者です。株主提案で投資家を社外取締役にするボード3.0の実現で時価総額向上と現取締役陣には株主から選任されている自覚と行動、TSR向上を期待し、提案します。



## <第6号議案に対する取締役会の意見>

当行取締役会としては、以下の理由により、**「本議案に反対」**いたします。

当行は、取締役候補者の指名に関する客観性と公平性を担保するため、取締役会の助言機関として、社外取締役が議長を務め、かつ、構成員の過半数を占める任意の指名委員会・報酬委員会に該当するコーポレートガバナンス会議を設置しております。

取締役候補者の選定については、コーポレートガバナンス会議にて、取締役候補者の経歴だけでなく、資質や適格性・専門性の確認が行われ、また、社外取締役候補者については独立性の要件を満たしているかも含めて十分に審議された上で、取締役会が当該会議の助言もふまえて取締役候補者を決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを経て選定しております。

当行が提案する取締役候補者は、上述した透明性・客観性が担保されたプロセスを経て選定されたことに加え、高い倫理観ならびに各分野における専門性の高い知見および多様な経験を有しております。また、本定時株主総会に上程する取締役候補者が選任された場合の取締役会の構成は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性および規模を意識した構成であって、当行グループの中長期的な企業価値の向上を図るため、監督機能のみならず、実務的にもその能力を存分に発揮できる人員体制であると考えております。

当行取締役会といたしましては、会社提案の取締役選任議案に基づく取締役会の体制が、持続的な事業の成長と中長期的な企業価値の向上や、客観性・公平性が担保されたコーポレートガバナンス体制の実現および監督機能や実務能力の発揮のために最適の体制であることから、本議案に反対いたします。

以 上

# 第208期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### 1 事業の経過及び成果等

#### 主要な事業内容

当行は、本支店110か店、34出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。また、投資信託・保険等の窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、M&A・シンジケートローン等にも積極的に取り組み、お客さまの多様化するニーズにお応えいたしております。

#### 金融経済環境

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の断続的な影響により、経済社会活動の抑制を余儀なくされたほか、部品供給不足や原材料価格の上昇などにより、生産や輸出、個人消費は一進一退で推移しました。当行の主要な営業地域である三重県・愛知県下の経済につきましても、観光関連の産業や飲食・サービス業を中心に、下押し圧力が続きました。

先行きにつきましては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

#### 事業の経過及び成果

このような経済情勢のなかで、当行は株主の皆様をはじめお客さまの力強いご支援のもと、全行をあげて業績の伸展と経営の合理化・効率化に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域企業を積極的に支援するとともに、地域金融の円滑化や地域創生、地域の脱炭素化に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に努め、お客さまや地域社会との一層の関係強化をはかってまいりました。

新型コロナ関連の取組み状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまの資金繰りを、伴走支援型特別保証制度の活用を通じて支援いたしました。また、実質無利子・無担保融資の返済開始時期を見据え、不安を抱えるお客さまに寄り添うため、返済据置期間・実質無利子期間の終了を迎えるすべてのお客さま（7,289先）と対話を実施いたしました。特に影響を大きく受けた宿泊事業を営むお客さま向けに「宿泊業向け経営診断サービス」の取扱いを開始いたしました。

脱炭素への取組みといたしましては、2022年4月よりお客さまの脱炭素経営への取組みを支援するため、

「百五脱炭素支援サービス」および「百五サステナブルローン」の取組みを開始いたしました。また「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言にもとづき、当行の物理的リスクや移行リスクについて分析・開示いたしました。2022年9月には、愛知県内の店舗等に中部電力ミライズ株式会社の提供する「愛知Greenでんき」を導入するとともに、脱炭素経営に関する普及啓発とサポートのために津市および伊勢市とカーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素経営の推進に関する連携協定を締結いたしました。

地域創生への取組みといたしましては、「中勢グリーンパーク官民連携事業」に対して、Park-PFI事業向けとしては全国初となるソーシャルローンの取組みを実施いたしました。本事例は内閣官房より「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に選出され、内閣府特命担当大臣より表彰を受けました。

また、三重県産品の農林水産物をはじめとした一次産品、二次産品の輸出取扱増加をめざして、日本トランスシティ株式会社と共同で、Local Design Mie株式会社を設立いたしました。農林水産物等の仲介、輸出入を担うことを通じて、四日市港と尾鷲港の連携を強化し、地域に貢献いたします。

加えて、百五銀行グループでは、お客さまの経営課題解決に必要な専門人材や経営幹部の確保を支援するため、高度人材紹介事業を開始いたしました。

店舗につきましては、店舗ネットワークの適正化をめざし、2つの支店（二見浦支店、磯部支店）と5つの出張所（多度出張所、あかつき台出張所、中央市場出張所、伊勢志摩市場出張所、栗真出張所）を、近隣店舗に店舗内店舗方式により移転・統合いたしました。その結果、当期末の店舗数は110か店、34出張所となりました。店舗外現金自動設備につきましては、自行分とコンビニATMの合計で50,666か所、53,044台となりました。

SDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）への取組みといたしましては、子どもや若者の金融教育・金融包摂推進のため、三重県下の各種学校での「金融リテラシー講座」を開催いたしました。また、サステナビリティに関する方針として「百五銀行グループ環境方針」「百五銀行グループサステナブル投融資方針」および「百五銀行グループ人権方針」を制定いたしました。各種方針の制定を通じ、グループ一体となって環境・社会課題の解決に資する取組みを一層推進してまいります。

そのほか、人材の流動性が高まるなか、当行の中途退職者を再雇用する環境を整備するため、2022年7月にはキャリアリターン規則を制定いたしました。

本年3月には、不妊治療と仕事の両立を支援する企業として、東海3県で初となる「プラチナくるみんプラス」の認定を受けました。

次に業績を見ますと、預金は個人預金が強調に推移したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ1,300億円増加し、5兆7,795億円となりました。また、投資信託預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ19億円増加し、1,237億円となりました。公共債預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ4億円減少し、270億円となりました。

一方、貸出金は住宅ローンなどの個人向け貸出や中小企業向け貸出が増加したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ3,474億円増加し、4兆5,711億円となりました。

また、有価証券の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ570億円減少し、1兆4,019億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は貸出金利息の増加により資金運用収益が増加したことなどから、前事業年度に比べ31億75百万円増加し、851億71百万円となりました。

一方、経常費用は営業経費やその他業務費用は減少したものの、債券貸借取引支払利息の増加により資金調達費用が増加したことなどから、前事業年度に比べ16億32百万円増加し、652億8百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ15億42百万円増加し、199億62百万円となりました。

また、当期純利益は前事業年度に比べ12億67百万円増加し、142億42百万円となりました。

### 当行が対処すべき課題

当行を取り巻く環境は、人口減少や競争の激化に加え、新型コロナウイルス感染症流行の長期化による生活様式の変化、気候変動リスクの顕在化など、厳しさを増しております。

このような環境変化に対応するため、当行では中期経営計画「KAI-KAKU150 2nd STAGE『未来へのとびらⅡ』～グリーン&コンサルバンクグループをめざして～」を策定し、2022年4月より取り組んでおります。この計画では、長期ビジョンを刷新するとともに、5つの基本方針「カーボンニュートラルへの取組みの強化」「ビジネスモデルの強化」「生産性の向上」「経営基盤の強化」「SDGs/ESGの浸透」を掲げ、持続可能なビジネスモデルの構築を通じ、豊かで活力ある社会の実現をめざしてまいります。

「カーボンニュートラルへの取組みの強化」では、お客さまの脱炭素化支援と百五銀行グループの脱炭素化を進めることで、グリーンな社会作りに貢献いたします。

「ビジネスモデルの強化」「生産性の向上」では対面・非対面のチャネルの再構築とデータ利活用に基づく業務効率化を通じて生産性の向上を徹底的に追求し、貸出金収益と役務収益を増強してまいります。

「経営基盤の強化」「SDGs/ESGの浸透」では、コンサル人材やデータ利活用人材の育成、多様な人材のキャリア支援など人的資本への投資とともに、気候変動リスクをはじめとした新たなリスクへの対応を随時実施していくことで、経営基盤を盤石なものとしてまいります。

今後とも皆様のご信頼にお応えし、地域社会と当行の発展のため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

## 2 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預	金	4,950,887	5,387,976	5,649,515	5,779,579
	定期性預金	2,013,620	2,010,085	1,966,604	1,905,432
	その他	2,937,267	3,377,890	3,682,910	3,874,147
貸	出 金	3,631,051	3,988,368	4,223,771	4,571,185
	個人向け	1,378,725	1,581,166	1,806,575	2,026,234
	中小企業向け	1,260,496	1,379,335	1,422,102	1,522,728
	その他	991,828	1,027,866	995,092	1,022,223
商 品 有 価 証 券		18	15	36	55
有 価 証 券		1,743,857	1,709,693	1,459,074	1,401,999
	国 債	468,619	292,439	231,022	152,123
	その他	1,275,237	1,417,253	1,228,052	1,249,875
総 資 産		6,423,361	7,426,231	7,719,562	7,493,385
内 国 為 替 取 扱 高		31,905,529	30,964,180	31,490,623	31,795,309
外 国 為 替 取 扱 高		百万ドル 2,728	百万ドル 2,481	百万ドル 2,892	百万ドル 2,421
経 常 利 益		13,144	17,219	18,419	19,962
当 期 純 利 益		11,371	12,200	12,975	14,242
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		円 銭 44 80	円 銭 48 04	円 銭 51 13	円 銭 56 16

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。



### 3 使用人の状況

当 年 度 末	
使 用 人 数	2,280 人
平 均 年 齢	41 年 2 月
平 均 勤 続 年 数	16 年 1 月
平 均 給 与 月 額	417 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### 4 営業所等の状況

#### イ 営業所数

当 年 度 末	
三 重 県	店 120 うち出張所 ( 34 )
愛 知 県	21 ( 一 )
東 京 都	1 ( 一 )
大 阪 府	1 ( 一 )
和 歌 山 県	1 ( 一 )
合 計	144 ( 34 )

(注) 上記のほか、駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

当 年 度 末	
駐 在 員 事 務 所	2 か 所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	50,666 か 所

当年度末の店舗外現金自動設備のうち、12,016か所については、株式会社イーネットとの提携により設置したイーネットATM、24,989か所については、株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATM、13,467か所については、株式会社ローソン銀行との提携により設置したローソン銀行ATMであります。

- 当年度新設営業所  
該当ありません。

(注) 1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

松 阪 支 店	中央市場内出張所	(三重県松阪市)
宮 川 支 店	伊勢志摩市場内出張所	(三重県伊勢市)
河 崎 支 店	プライスカット伊勢二見店出張所	(三重県伊勢市)
鷺 方 支 店	磯部出張所	(三重県志摩市)
上 野 支 店	岡波総合病院出張所	(三重県伊賀市)

2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

桑 名 支 店	桑名市役所出張所	(三重県桑名市)
本 店 営 業 部	岡本総本店津店出張所	(三重県津市)
津 駅 前 支 店	アスト津出張所	(三重県津市)
久 居 支 店	元町出張所	(三重県津市)
平田町駅前支店	エイチワン亀山出張所	(三重県亀山市)

## 5 設備投資の状況

- イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,873
---------------	-------

- 重要な設備の新設等  
該当ありません。

## 6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況  
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本		その他
			当行が有する 子会社等の 議決権比率	比率	
百五ビジネスサービス株式会社	三重県津市本町33番21号	現金等の精査整理業務	百万円 40	% 100	—
百五管理サービス株式会社	三重県津市高茶屋七丁目6番70号	文書帳簿等保管管理業務	30	100	—
百五不動産調査株式会社	三重県津市岩田21番27号	担保不動産の調査及び評価業務	20	100	—
百五オフィスサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	手形・債券等の集中保管・管理業務	20	100	—
百五スタッフサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	職業紹介業務及び労務管理業務	20	100	—
百五証券株式会社	三重県津市岩田21番27号	金融商品取引業務	3,000	100	—
株式会社百五カード	三重県津市栄町三丁目123番地1	クレジットカード業務及び信用保証業務	50	100	—
百五リース株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	リース業務	50	65	—
株式会社百五総合研究所	三重県津市岩田21番27号	地域産業調査及びコンサルティングに関する業務	30	40	—
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市岩田21番27号	コンピュータによる情報処理業務	30	5	—
百五みらい投資株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	投資事業有限責任組合の組成・運営業務	70	100	—

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### 1 会社役員 の 状況

(2022年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
伊 藤 歳 恭	取 締 役 会 長	津商工会議所 会頭	
杉 浦 雅 和	(代表取締役) 取締役頭取		
山 崎 計	(代表取締役) 取締役専務執行役員 資金証券部、東京営業部、 大阪営業部、 コンプライアンス統括部、 秘書室担当 秘書室長委嘱		
藤 原 悟	取締役常務執行役員 事務統括部、システム統括部、 経営企画部、リスク統括部担当		
南 部 昌 己	取締役常務執行役員 営業本部、営業開発部、 法人コンサルティング部、 ローン統括部、公務部、 国際営業部担当 営業本部長委嘱		
加 藤 徹 也	取締役常務執行役員 総務部、融資統括部、人事部担当		
小 林 長 久	取 締 役 (社外取締役)	日本トランスシティ株式会社 取締役特別顧問	
川喜田 久	取 締 役 (社外取締役)	株式会社エバーグリーン ホールディングス 代表取締役社長 三重トヨペット株式会社 代表取締役会長	
西 岡 慶 子	取 締 役 (社外取締役)	株式会社光機械製作所 代表取締役社長 井村屋グループ株式会社 社外取締役 国立大学法人三重大学 理事・副学長	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中村篤志	取締役（社外取締役）	明治安田生命保険相互会社 専務執行役	
中津清晴	常勤監査役		
中川 崇	常勤監査役		
鶴岡信治	監査役（社外監査役）	学校法人鈴鹿医療科学大学 医用工学部医療健康データ サイエンス学科 学科長・特任教授	
川端郁子	監査役（社外監査役）	川端法律事務所 代表弁護士	
内田和人	監査役（社外監査役）	エムエステイ保険サービス 株式会社 代表取締役会長	

- (注) 1. 社外取締役小林長久、川喜田久、西岡慶子、中村篤志、社外監査役鶴岡信治、川端郁子、内田和人につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 社外監査役川端郁子は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

氏名	退任時の地位	退任日
若狭一郎	取締役（社外取締役）	2022年6月23日（辞任）
西田 孝	監査役（社外監査役）	2022年6月23日（任期満了）



(ご参考)

当行は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(2022年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当
海 住 禎 人	常務執行役員 百五証券株式会社代表取締役社長
荒木田 豊	執行役員 南勢支社長委嘱
北 澤 浩 二	執行役員 中勢支社長兼本店営業部長委嘱
浦 出 雅 人	執行役員 愛知支社長委嘱
浦 田 康 寛	執行役員 資金証券部長委嘱
五十嵐 靖 尚	執行役員 人事部長委嘱
川 上 貢 司	執行役員 北勢支社長委嘱
杉 本 和	執行役員 融資統括部長委嘱

## 2 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして支払われるものであり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には常勤取締役の報酬は、固定報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬ならびに株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うことといたします。

確定金額報酬は、年間総支給額300百万円以内とし、役割や責任に応じて月次で支給いたします。

業績連動型報酬は、単年度（前年度）の業績に応じて、年1回、定時株主総会後に支給する報酬であり、対象となる事業年度の当期純利益の0.9%を総支給額といたします。ただし、その上限額は100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合は支給額0円といたします。

株式報酬型ストック・オプションは、中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として、総割当額30百万円以内で、年1回、新株予約権を割り当ていたします。

常勤取締役の種類別の報酬割合については、確定金額報酬：業績連動型報酬：株式報酬型ストック・オプション＝70：25：5（業績連動型報酬が満額支払われる場合）を目安として、役位・職責・業績等を総合的に勘案して決定いたします。

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分といたします。取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、コーポレートガバナンス会議に諮問し助言を得るものといたします。上記の委任を受けた取締役頭取は当該助言の内容を尊重して決定をしなければならないことといたします。なお、株式報酬型ストック・オプションはコーポレートガバナンス会議の助言を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、コーポレートガバナンス会議に諮問し審議・助言を得た後、取締役会の決議を得て決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の 総 額	報酬等の種類別の総額		
			確定金額 報 酬	業績連動型 報 酬	株 式 報 酬 型 ストック・オプション
取 締 役	11人	358	239	100	19
監 査 役	6人	61	61	—	—

(注) 1. 確定金額報酬、業績連動型報酬は、2011年6月24日開催の第196回定時株主総会において決議されており、株式報酬型ストック・オプションは、2021年6月23日開催の第206回定時株主総会において決議されております。

各報酬の決議内容は以下のとおりであります。

- (1) 確定金額報酬は、取締役の報酬額（確定金額報酬額）については年額300百万円以内、監査役の報酬額（確定金額報酬額）については年額65百万円以内としております。
- (2) 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額といたします。その上限額を100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は0円とします。
- (3) 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

上記(1)の定めに係る役員の員数は取締役13名および監査役5名、(2)の定めに係る役員の員数は取締役13名、(3)の定めに係る役員の員数は取締役6名であります。

2. 業績連動型報酬に係る指標は、業績との連動性を明確かつ明瞭にするため当期純利益としております。なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は、1. [2]財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
3. 当行は、取締役会の委任決議にもとづき取締役頭取（2022年6月23日までは伊藤歳恭、同日以降は杉浦雅和）が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役位・職責・業績等を総合的に勘案して決定するには取締役頭取が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、コーポレートガバナンス会議に諮問し助言を得ており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
4. 監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する確定金額報酬のみとしております。支給時期、配分等については、監査役の協議により決定しております。

### 3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小林 長久	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。
川喜田 久	同上
西岡 慶子	同上
中村 篤志	同上
鶴岡 信治	同上
川端 郁子	同上
内田 和人	同上

### 4 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役 当行監査役 当行執行役員	当行は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、填補する額に限度額や免責金額を設けることなどにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は当行が全額負担しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### 1 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
小林 長久	日本トランスシティ株式会社取締役特別顧問 (当行は同社と貸出取引があります)
川喜田 久	株式会社エバグリーンホールディングス代表取締役社長 (当行と同社との間には特別の関係はありません) 三重トヨペット株式会社代表取締役会長 (当行は同社と貸出取引があります)
西岡 慶子	株式会社光機械製作所代表取締役社長 (当行は同社と貸出取引があります) 井村屋グループ株式会社社外取締役 (当行は同社と貸出取引があります) 国立大学法人三重大学理事・副学長 (当行は同法人と貸出取引があります)
中村 篤志	明治安田生命保険相互会社専務執行役 (当行と同社との間には特別の関係はありません)
鶴岡 信治	学校法人鈴鹿医療科学大学医用工学部医療健康データサイエンス学科 学科長・特任教授 (当行は同法人と貸出取引があります)
川端 郁子	川端法律事務所代表弁護士 (当行と同事務所との間には特別の関係はありません)
内田 和人	エムエスティ保険サービス株式会社代表取締役会長 (当行と同社との間には特別の関係はありません)

#### 2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
小林 長久	9年9ヶ月	取締役会 15回中14回	長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。なお、コーポレートガバナンス会議では議長を務め、深度ある議事進行を行っております。
川喜田 久	7年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
西岡慶子	2年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。
中村篤志	9ヶ月	取締役会 11回中11回	長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識により、取締役会では積極的に所感または意見等を述べております。
鶴岡信治	3年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 14回中14回	大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。
川端郁子	3年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 14回中14回	検事および弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。
内田和人	9ヶ月	取締役会 11回中11回 監査役会 10回中10回	銀行・証券会社などの経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。

### 3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

支給人数	銀行からの報酬等の総額	銀行からの報酬等の種類別の総額			銀行の親会社等からの報酬等
		確定金額報酬	業績連動型報酬	株式報酬型ストック・オプション	
社外役員	9人	37	37	—	—

## 4. 当行の株式に関する事項

1 株式数	発行可能株式総数	396,000千株
	発行済株式の総数	254,119千株
2 当年度末株主数		22,442名
3 大株主		

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	22,788 <sup>千株</sup>	8.98 <sup>%</sup>
明治安田生命保険相互会社	10,093	3.98
株式会社日本カストディ銀行信託口	9,015	3.55
日本生命保険相互会社	8,396	3.31
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	7,403	2.91
百五銀行従業員持株会	5,834	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	3,986	1.57
清水建設株式会社	3,930	1.54
損害保険ジャパン株式会社	3,748	1.47
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,183	1.25

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、持株数等を発行済株式（自己株式537千株を除く）の総数で除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 前事業年度末に大株主であったNORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C USL NON-TREATYは、名称をNORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNTに変更しております。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口の持株数等3,986千株は、トヨタ自動車株式会社が同信託銀行へ退職給付信託設定した信託財産です。信託契約上当該株式の議決権はトヨタ自動車株式会社が留保しております。



## 5. 会計監査人に関する事項

### 1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 鈴木 賢次 岡田 英樹	56	(非監査業務の内容) TCFDに係るアドバイザリー業務 コンプライアンス・リスク管理高 度化に係る調査業務

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は61百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当行の子会社及び子法人等である百五証券株式会社、百五リース株式会社は、当行の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
4. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 2 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人が継続してその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に付議する方針であります。

## 6. 業務の適正を確保する体制

(内部統制システムの基本方針)

当行は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

### 1 法令等遵守体制

- ① コンプライアンス態勢の基礎として、「百五銀行企業理念」及び「コンプライアンスの基本方針」を定める。  
コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進するとともに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しコンプライアンス態勢の整備及び向上を図る。
- ② お客さまの保護及び利便の向上に向けた管理態勢を整備するため、「顧客保護等管理方針」等を定める。  
顧客保護等管理委員会を設置し、顧客保護等の管理状況の把握・評価・分析や改善策等の検討を実施することにより、管理態勢の向上を図る。
- ③ 会社情報の適時・適切な開示を実施する体制を整備するため「IRに関する基本方針」及び「会社情報の適時開示に関する規則」を定め、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても充実を図る。
- ④ 内部監査部門として執行部門から独立した業務監査部を設置し、監査結果について業務監査会に報告の上、適切な業務運営を確保する。
- ⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告・相談体制を整備するとともに、コンプライアンス統括部のほか常勤監査役、人事部、弁護士を通報窓口とする内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）を整備し、「コンプライアンス・ホットライン運用規則」に基づきその運用を行う。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規定」等において組織としての対応方針を明確にし、専門部署をコンプライアンス統括部マネロン・テロ資金供与対策室とするとともに、警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。
- ⑦ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に対しては、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ポリシー」において組織としての対応方針を明確にし、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止を図る。

### 2 情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めによるほか、「取締役会規定」等に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できる状態とする。また、「セキュリティポリシー」・「情報資産に関する安全対策規定」等に基づき、セキュリティ面から情報資産の重要度・リスクの程度に応じた取扱方法や管理方法を策定し、情報資産を適切に管理・保護する。

### 3 リスク管理体制

- ① 適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的なリスク管理の方針・規定及びリスク分類毎の管理方針・管理規定を定める。
- ② リスクの分類は以下のとおりとし、それぞれに主管部署を定め、その把握と管理を適切に行う体制を整備する。
  - ア 信用リスク
  - イ 市場リスク
  - ウ 流動性リスク
  - エ オペレーショナル・リスク
- ③ ALMリスク管理委員会及びオペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、リスクの状況及びその管理状況を把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策を検討・審議の上、適切な対策を講じる。
- ④ 災害等の危機事象の発生に対しては、「危機管理規定」等において組織としての対応方針を明確にし、危機事象発生に伴う損失等を最小限に留めるとともに、危機への迅速かつ的確な対応により業務の継続あるいは早期復旧のために必要な体制を整備する。

### 4 職務執行の効率性確保のための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項を評議決定するほか、経営会議で業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行う。
- ② 取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、「組織規定」・「職制規則」・「業務決裁権限規則」等において執行手続の詳細を定める。

### 5 グループ管理体制

- ① 当行と連結対象子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、「百五グループ連携規定」を定め、グループ会社の運営・管理にかかる体制を構築するとともに、当行とグループ会社双方に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
- ② 当行とグループ会社における経営の健全かつ適切な遂行のため、「リスク管理規定」を定め、一体となってリスクを管理・運営するとともに、「コンプライアンス規定」を定め、当行とグループ会社のコンプライアンス態勢の確立を図る。
- ③ グループ会社の管理については、各社より当行に対して適時・適切に協議・報告を行い、定例的にグループ会社戦略会議を開催することにより連携を強化し、必要に応じて監査を行う。
- ④ 当行とグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

## 6 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から専任の監査役補助者を任命し、監査役の指揮監督下におく。また、監査役補助者の人事異動及び評価については監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保する。

## 7 監査役への報告及び監査の実効性確保のための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は以下に定める事項について監査役（会）に報告する。
  - ア 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - イ 経営状況についての重要な事項
  - ウ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - エ 重大な法令違反等
  - オ 内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）の運用状況及び通報の内容
  - カ 会計方針、会計基準に関する重要な事項
  - キ その他監査役が報告を求める事項
- ② グループ会社に係る前項ア～キの事項について、グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役（会）に報告する。
- ③ 当行とグループ会社は、前2項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ④ 監査役は取締役会のほか、経営会議、業務監査会その他の重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。

また、監査役は代表取締役と定期的会合をもち監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるよう努めるほか、内部監査部門や会計監査人とも定期的に情報や意見の交換を行い、連携の強化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務の執行について必要な費用等を請求したときは、当該費用等を支払う。

### （内部統制システムの運用状況の概要）

「内部統制システムの基本方針」については、その運用状況を定期的に取締役会に報告するとともに、経営環境の変化等も踏まえて都度見直しを実施しています。今後も継続的な見直しを行うことにより、管理態勢の強化及び実効性の向上に努めてまいります。

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

## 1 コンプライアンスに対する取組み

- ① 取締役会で決議したコンプライアンス活動計画に基づき、各種コンプライアンス研修・勉強会やコンプライアンス統括部によるモニタリングを実施するなど、コンプライアンスを推進しました。
- ② コンプライアンス委員会を4回（定例4回）開催し、コンプライアンス活動計画の進捗状況、反社会的勢力との取引遮断に向けた対応状況などコンプライアンスに関する重要事項を協議しました。
- ③ 取締役会で決議した年間監査計画に基づき、執行部門から独立した業務監査部が当行及びグループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役会及び業務監査会に月次報告しました。

## 2 リスク管理に対する取組み

- ① ALMリスク管理委員会を13回（定例12回、臨時1回）、オペレーショナル・リスク管理委員会を4回（定例4回）開催し、各種リスクの状況を統合的に把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策等の重要事項を審議しました。
- ② 大規模災害など非常事態発生時において、業務の継続あるいは早期復旧のための迅速かつ確かな対処の実効性を高めるため、業務継続計画書に基づき、危機事象発生を想定した各種訓練を実施しました。
- ③ 新型コロナウイルスへの対応として、新型コロナウイルス緊急対策本部を設置し、感染防止や業務継続性確保のための取組みを実施しました。
- ④ サイバー攻撃やサイバー犯罪のリスクを適切に管理するため、サイバーセキュリティ対策を組織横断的に協議し、平時及び有事の対応態勢の強化に取り組みました。

## 3 職務執行の効率性確保に対する取組み

取締役会を15回（定例12回、臨時3回）、経営会議を37回開催し、業務計画や総合予算など経営の基本方針に関する事項や業務執行に関する重要事項等を審議決定しました。

## 4 グループ管理に対する取組み

グループ会社戦略会議を2回、グループ会社コンプライアンス連絡会を2回、百五銀行グループ連絡会を2回開催し、収益・業績管理に関する事項、法令等遵守に関する事項、顧客保護等に関する事項、リスク管理に関する事項等について協議を行いました。

## 5 監査役監査の実効性確保に対する取組み

- ① 監査役の職務を補助するため、取締役からの独立性を確保した専任スタッフを1名配置しています。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議、業務監査会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との会合の他、社外取締役との会合、代表取締役及び社外取締役との会合、会計監査人、社外取締役及び業務監査部との会合を持ちました。また、会計監査人、業務監査部、コンプライアンス統括部と定期的に情報交換を行い連携強化を図りました。

第208期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
現金預け金	1,348,617
現金	63,959
預け金	1,284,658
コールローン	10,729
買入金銭債権	12,751
商品有価証券	55
商品国債	28
商品地方債	27
金銭の信託	2,013
有価証券	1,401,999
国債	152,123
地方債	456,829
社債	208,381
株式	202,905
その他の証券	381,760
貸出金	4,571,185
割引手形	3,965
手形貸付	71,049
証書貸付	4,128,897
当座貸越	367,272
外国為替	4,443
外国他店預け	4,377
取立外国為替	65
その他資産	67,469
前払費用	47
未収収益	9,187
金融派生商品	7,375
金融商品等差入担保金	9,420
その他の資産	41,438
有形固定資産	40,449
建物	18,733
土地	19,512
リース資産	3
建設仮勘定	0
その他の有形固定資産	2,198
無形固定資産	2,914
ソフトウェア	2,759
その他の無形固定資産	154
前払年金費用	33,110
支払承諾見返	17,069
貸倒引当金	△ 19,424
<b>資産の部合計</b>	<b>7,493,385</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
預金	5,779,579
当座預金	199,054
普通預金	3,531,212
貯蓄預金	40,587
通知預金	36,918
定期預金	1,905,432
その他の預金	66,375
譲渡性預金	149,858
コールマネー	365,800
債券貸借取引受入担保金	235,605
借入金	465,177
借入金	465,177
外国為替	625
未払外国為替	625
その他負債	56,894
未払法人税等	2,161
未払費用	3,700
前受収益	849
金融派生商品	17,192
金融商品等受入担保金	3,257
リース債務	4
資産除去債務	162
その他の負債	29,566
退職給付引当金	1,223
睡眠預金払戻損失引当金	1,685
ポイント引当金	346
偶発損失引当金	266
繰延税金負債	38,507
再評価に係る繰延税金負債	2,443
支払承諾	17,069
<b>負債の部合計</b>	<b>7,115,084</b>
<b>純資産の部</b>	
資本金	20,000
資本剰余金	7,561
資本準備金	7,557
その他資本剰余金	4
利益剰余金	266,095
利益準備金	17,377
その他利益剰余金	248,717
別途積立金	233,114
繰越利益剰余金	15,603
自己株式	△ 174
株主資本合計	293,483
その他有価証券評価差額金	80,520
繰延ヘッジ損益	22
土地再評価差額金	4,166
評価・換算差額等合計	84,709
新株予約権	107
<b>純資産の部合計</b>	<b>378,300</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>7,493,385</b>

第208期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>85,171</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>60,322</b>	
貸出金利息	39,650	
有価証券利息配当金	18,979	
コールローン利息	116	
預け金利息	1,499	
その他の受入利息	76	
<b>役務取引等収益</b>	<b>17,033</b>	
受入為替手数料	3,028	
その他の役務収益	14,005	
<b>その他業務収益</b>	<b>1,058</b>	
商品有価証券売買益	5	
国債等債券売却益	1,000	
国債等債券償還益	27	
その他の業務収益	25	
<b>その他経常収益</b>	<b>6,757</b>	
株式等売却益	6,263	
金銭の信託運用益	10	
その他の経常収益	482	
<b>経常費用</b>		<b>65,208</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>6,363</b>	
預金利息	278	
譲渡性預金利息	15	
コールマネー利息	△ 60	
債券貸借取引支払利息	4,107	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	2,021	
その他の支払利息	0	
<b>役務取引等費用</b>	<b>5,366</b>	
支払為替手数料	290	
その他の役務費用	5,075	
<b>その他業務費用</b>	<b>10,935</b>	
外国為替売買損	4,396	
国債等債券売却損	5,271	
国債等債券償還損	759	
金融派生商品費用	508	
<b>営業経費</b>	<b>37,509</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>5,033</b>	
貸倒引当金繰入額	3,690	
株式等売却損	716	
株式等償却	2	
金銭の信託運用損	9	
その他の経常費用	613	
<b>経常利益</b>		<b>19,962</b>
<b>特別利益</b>		<b>50</b>
固定資産処分益	50	
<b>特別損失</b>		<b>376</b>
固定資産処分損	237	
減損損失	139	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>19,636</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>4,302</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>1,091</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>5,393</b>
<b>当期純利益</b>		<b>14,242</b>



第208期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
現金預け金	1,351,152	預金	5,772,980
コールローン及び買入手形	10,729	譲渡性預金	145,558
買入金銭債権	12,751	コールマネー及び売渡手形	365,800
商品有価証券	55	債券貸借取引受入担保金	235,605
金銭の信託	2,013	借入金	472,052
有価証券	1,391,914	外国為替	625
貸出金	4,546,631	その他負債	70,669
外国為替	4,443	賞与引当金	258
リース債権及びリース投資資産	30,107	退職給付に係る負債	485
その他資産	89,467	役員退職慰労引当金	106
有形固定資産	43,580	睡眠預金払戻損失引当金	1,685
建物	18,913	ポイント引当金	479
土地	19,732	偶発損失引当金	319
建設仮勘定	0	特別法上の引当金	2
その他の有形固定資産	4,933	繰延税金負債	39,651
無形固定資産	2,996	再評価に係る繰延税金負債	2,443
ソフトウェア	2,827	支払承諾	17,069
その他の無形固定資産	169	<b>負債の部合計</b>	<b>7,125,793</b>
退職給付に係る資産	35,765	<b>純資産の部</b>	
繰延税金資産	790	資本金	20,000
支払承諾見返	17,069	資本剰余金	10,385
貸倒引当金	△ 21,639	利益剰余金	274,258
<b>資産の部合計</b>	<b>7,517,829</b>	自己株式	△ 174
		株主資本合計	304,470
		その他有価証券評価差額金	80,631
		繰延ヘッジ損益	22
		土地再評価差額金	4,166
		退職給付に係る調整累計額	2,637
		その他の包括利益累計額合計	87,457
		新株予約権	107
		<b>純資産の部合計</b>	<b>392,035</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>7,517,829</b>

第208期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>102,884</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>59,481</b>	
貸出金利息	39,603	
有価証券利息配当金	18,184	
コールローン利息及び買入手形利息	116	
預け金利息	1,499	
その他の受入利息	76	
<b>役務取引等収益</b>	<b>19,547</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>17,137</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>6,717</b>	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	6,717	
<b>経常費用</b>		<b>82,089</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>6,379</b>	
預金利息	277	
譲渡性預金利息	15	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 60	
債券貸借取引支払利息	4,107	
借入金利息	16	
その他の支払利息	2,022	
<b>役務取引等費用</b>	<b>4,996</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>24,375</b>	
<b>営業経費</b>	<b>41,268</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>5,070</b>	
貸倒引当金繰入額	3,716	
その他の経常費用	1,353	
<b>経常利益</b>		<b>20,794</b>
<b>特別利益</b>		<b>50</b>
固定資産処分益	50	
<b>特別損失</b>		<b>386</b>
固定資産処分損	246	
減損損失	139	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>20,458</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>4,825</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>1,139</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>5,964</b>
<b>当期純利益</b>		<b>14,493</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>14,493</b>

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 百五銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢次  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 岡田 英樹  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百五銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前題に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 百五銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢次  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 岡田 英樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百五銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適

切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第208期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。



- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 百五銀行 監査役会

常勤監査役 中 津 清 晴 ㊟  
常勤監査役 中 川 崇 ㊟  
社外監査役 鶴 岡 信 治 ㊟  
社外監査役 川 端 郁 子 ㊟  
社外監査役 内 田 和 人 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内図

開催会場

三重県津市丸之内31番21号 (丸之内本部棟 2階大講堂)  
電話 (059) 223-2305 (総務部総務課)



交通

○JR・近鉄津駅下車 … バス約10分 三重会館前下車  
○近鉄津新町駅下車 … バス約10分 三重会館前下車

※駐車場のご用意ができかねますので、公共交通機関など  
をご利用いただきますようお願い申し上げます。

